

令和7年度北海道士別東高等学校一般入学者選抜 実施要項

令和7年度北海道士別東高等学校定時制課程の入学者選抜について次のとおり実施する。なお、本校の入学者選抜は「令和7年度(2025年度)道立高等学校一般入学者選抜実施要項」に準じて実施する。

1 募集人員 40名

2 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願できる学科 定時制課程普通科

4 出願の受付 出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

| 受付期間 | 受付時間 |
|---------------------------|---------------------------------|
| 令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木） | 9：00～16：30 (23日は12：00までとする。) |

ただし、道外からの出願者及び就職内定証明書を添付できる者は、令和7年（2025年）2月27日（木）までとする。

5 出願の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。ただし、令和7年（2025年）3月31日に満18歳以上の者（平成19年（2007年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次の（1）～（3）の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接本校校長に提出すること。

- (1) 入学願書 ウェブ申請用（北海道立高等学校学則第15条の規定による入学願書（別記第3号様式））※令和7年度（2025年度）受検票に記載の「学力検査実施校における検査時間等」については別途連絡する。
- (2) 入学検定料 「士別市立高等学校の入学料等徴収条例（平成17年9月1日 条例第79号）」第2条に基づき、出願時に現金にて150円を納入すること。
- (3) 写真 出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）に貼り付けること。

6 入学者選抜等

(1) 学力検査 実施しない。

(2) 面接 令和7年(2025年)3月4日(火)に実施する。受検票の交付を含め、当日の面接時間等の詳細については、令和7年(2025年)2月13日(木)までに中学校長に連絡する。

(3) 入学者の選抜 個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。))を除く。)及び面接の結果を総合的に評価する。

7 追 検 査

(1) 対 象 者 一般入学者選抜に出願し、本検査を、次の各項のいずれかにより受検できない者。なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続 出願者は、令和7年(2025年)3月5日(水)午後4時までに追検査受検願(別記様式13)を中学校長を経由して、本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

(3) 面 接 令和7年(2025年)3月11日(火)に実施する。

8 合 格 発 表

令和7年(2025年)3月17日(月)午前10時に合格者の受検番号を発表(本校ウェブページに掲載)するとともに、本人に通知する。(電話での問い合わせには応じない。)

9 そ の 他

不明な点がある場合、在学している、又は卒業した中学校を通して本校教頭に問い合わせること。ただし、成人の出願者は直接本校教頭に問い合わせること。

令和7年度北海道士別東高等学校一般入学者選抜 実施要項（第2次募集）

令和7年度北海道士別東高等学校定時制課程の入学者選抜（第2次募集）について次のとおり実施する。
なお、本校の入学者選抜は「令和7年度（2025年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項」に準じて実施する。

1 第2次募集の実施 合格者の数が募集人員に満たない場合に実施する。

2 募集人員 令和7年3月19日（水）9：00に本校職員玄関前に掲示する。

3 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- （1）中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- （2）中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- （3）外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- （4）文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- （5）文部科学大臣の指定した者
- （6）就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- （7）その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

ただし、次の者の出願は認めない。

ア 当初の入学者選抜において合格（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）している者

イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

4 出願できる学科 定時制課程普通科

5 出願の受付 第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

| 受付期間 | 受付時間 |
|---|------------|
| 令和7年3月21日（金）～令和7年3月24日（月） （日曜日及び土曜日を除く。） | 9：00～16：30 |

6 出願の手続

（1）出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。

（2）出願者は、次の書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、本校校長に提出すること。

ア 入学願書 学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

イ 入学検定料 「土別市立高等学校の入学料等徴収条例（平成 17 年 9 月 1 日 条例第 79 号）」
第 2 条に基づき、出願時に現金にて 1 5 0 円を納入すること。

ウ 写 真 出願前 6 か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦 7 cm・横 5 cm）を写真台紙（別記様式 1）に貼り付けること。

(3) 上記（1）、（2）において、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日に満 18 歳以上の者（平成 19 年（2007 年）4 月 1 日以前に出生した者。以下「成人」という。）の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

(4) 中学校長は、令和 7 年（2025 年）3 月 25 日（火）までに、本校校長に個人調査書（別記様式 3）を送付すること。なお、中学校卒業後 5 年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。）については、個人調査書の作成を要しない。また、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

7 入学者選抜等

(1) 学 力 検 査 実施しない。

(2) 面 接 令和 7 年（2025 年）3 月 26 日（水）に本校で実施する。

(3) 入学者の選抜 個人調査書（中学校卒業後 5 年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。）を除く。）及び面接の結果を総合的に評価する。

8 合 格 発 表 令和 7 年（2025 年）3 月 27 日（木）までに合格者に通知する。

9 そ の 他 不明な点がある場合、在学している、又は卒業した中学校を通して本校教頭に問い合わせること。ただし、成人の出願者は直接本校教頭に問い合わせること。

令和7年度北海道士別東高等学校一般入学者選抜 実施要項（第2次募集終了後）

令和7年度北海道士別東高等学校定時制課程の入学者選抜（第2次募集終了後）について次のとおり実施する。なお、本校の入学者選抜は「令和7年度(2025年度)道立高等学校一般入学者選抜実施要項」に準じて実施する。

- 1 第2次募集終了後の実施 第2次募集までの合格者の数が募集人員に満たない場合に実施する。
- 2 募集人員 卒業中学校を通して、本校教頭に確認をする。ただし、令和7年(2025年)3月31日に満18歳以上の者（平成19年(2007年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）は、直接本校教頭に問い合わせること。

3 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年(2025年)3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年(2025年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年(2025年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

ただし、次の者の出願は認めない。

ア 当初の入学者選抜において合格（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）している者

イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

4 出願できる学科 定時制課程普通科

5 出願の受付

| 受付期間 | 受付時間 |
|---|------------|
| 令和7年3月27日(木)～令和7年4月18日(金) (日曜日及び土曜日を除く。) | 9:00～16:30 |

6 出願の手続

- (1) 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。
- (2) 出願者は、次の書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、本校校長に提出すること。

ア 入学願書 学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

イ 入学検定料 「土別市立高等学校の入学料等徴収条例（平成17年9月1日 条例第79号）」第2条に基づき、出願時に現金にて150円を納入すること。

ウ 写 真 出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）に貼り付けること。

(3) 上記(1)、(2)において、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

(4) 中学校長は、本校校長に個人調査書（別記様式3）を送付すること。なお、中学校卒業後5年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。）については、個人調査書の作成を要しない。また、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

7 入学者選抜等

(1) 学 力 検 査 実施しない。

(2) 面 接 上記6 出願の手続の資料がすべて提出された翌日に本校で実施する。

(3) 入学者の選抜 個人調査書（成人の出願者を除く。）、及び面接の結果を総合的に評価する。

8 合 格 発 表 面接日の翌日（土日にあたる場合は、その後の平日）、合格者本人に通知する。

9 そ の 他 不明な点がある場合、在学している、又は卒業した中学校を通して本校教頭に問い合わせること。ただし、成人の出願者は直接本校教頭に問い合わせること。